

富士見公園再編整備基本計画 — 概要版

1 | 計画策定の趣旨

1-1 | 背景と目的

富士見公園は、昭和15（1940）年に供用開始された本市で最初に誕生した都市公園であり、古くから市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として親しまれてきました。

一方、公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化が求められてきました。そこで、これらの課題を解決するため、「富士見周辺地区整備推進計画」において整理した、富士見公園の再編整備の考え方を踏まえ、その再編に向けた具体的な整備内容等について富士見公園再編整備基本計画（以下、「本計画」という。）を定めます。

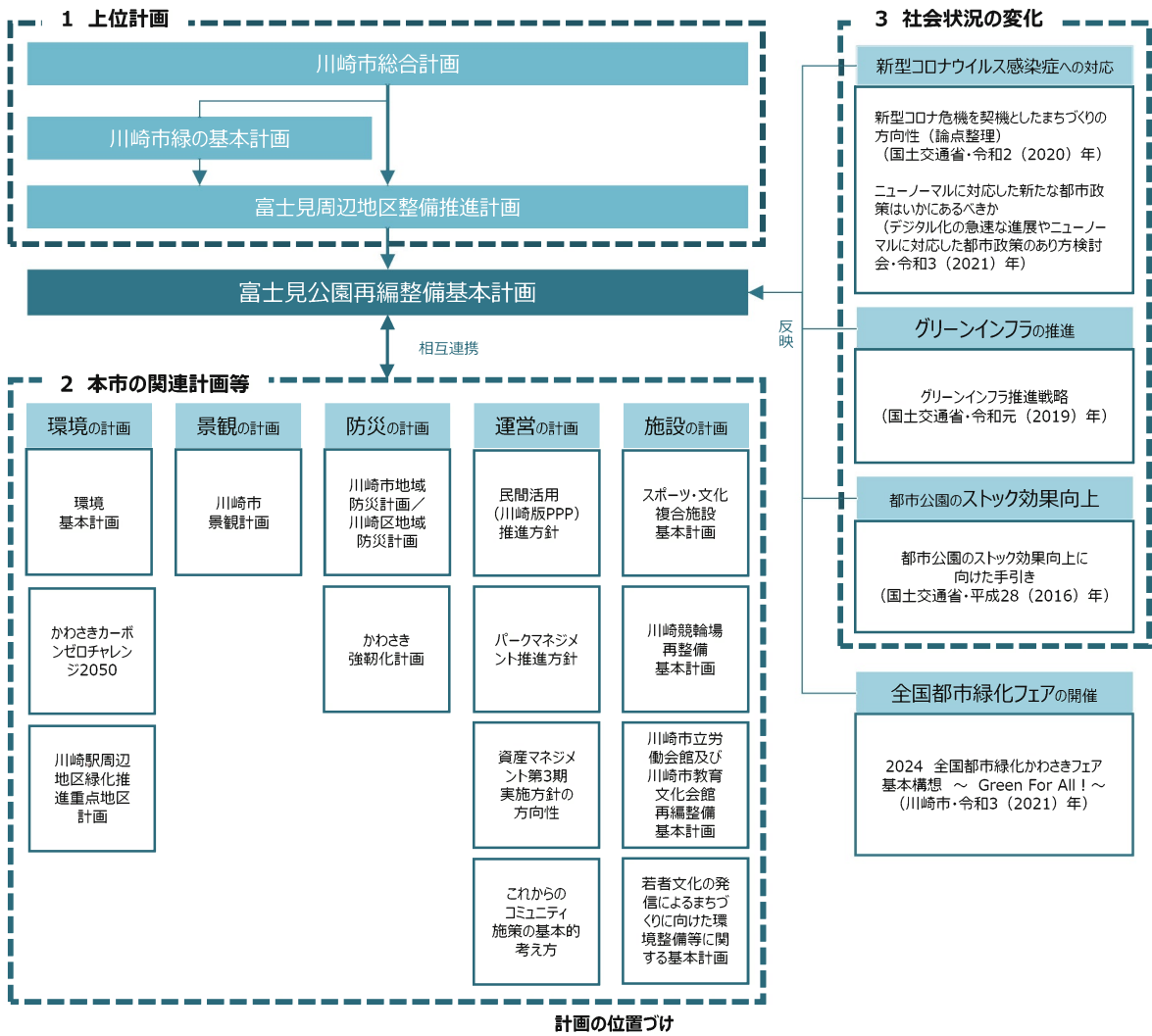
なお、再編整備にあたっては、民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2（2020）年）やパークマネジメント推進方針（令和3（2021）年）に基づき、民間活力の導入を視野に入れ、民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした再編整備を進めていきます。

1-2 | 対象範囲

本計画の対象範囲は、都市公園区域から既に整備を終えたスポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）を除き、富士見中学校の暫定グラウンドとして使用してきた労働会館南側民有地を含めた約12.4ha（上図参照）とします。なお、競輪場については川崎競輪場再整備基本計画に基づき第1段階のコンパクト化整備が完了していることから、対象には含めていません。

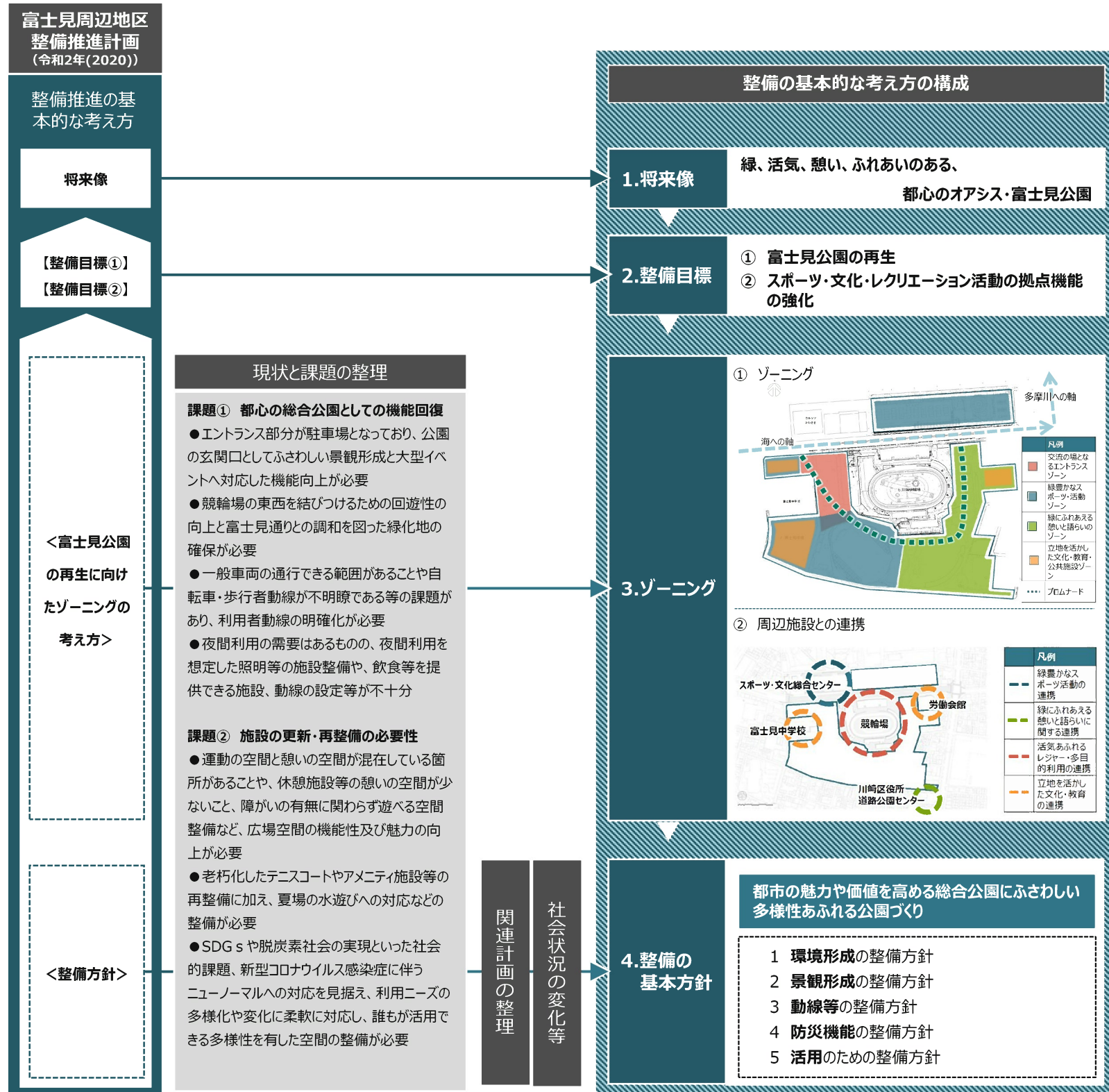
1-3 | 計画の位置づけ

本計画は、下図に示すとおり、富士見周辺地区の再編整備の方針等を定めた「富士見周辺地区整備推進計画」（以下、「推進計画」という。）などの上位計画や関連計画と連携するとともに、社会状況の変化等を考慮し、構築していきます。



2 | 整備の基本的な考え方

推進計画では、平成20（2008）年に策定した富士見周辺地区整備基本計画を継承し、「整備の基本的な考え方」として将来像やゾーニングの考え方を定めています。この「将来像」や、「整備目標」については、富士見周辺地区整備基本計画が策定されてから現在まで、共通の考え方のもと富士見周辺地区の整備を推進してきたことから、本計画においても原則これらを継承することとします。また、「ゾーニング」については、現状と課題を踏まえてゾーン区分を見直すものの、ゾーン毎の整備内容については推進計画を継承するとともに、推進計画において整理した「機能配置のゾーニング」を基に周辺施設の持つ機能と連携・分担を図り、公園の魅力向上に努めます。加えて、本計画では、この将来像等に基づき推進計画の「整備の進め方」や、この間の社会状況の変化等を踏まえて「整備の基本方針」を新たに定めます。



3 | 整備の基本方針

推進計画の「整備の進め方」に加え、「富士見公園の現状と課題」、「社会状況の変化等に基づく整備の視点」を踏まえ、富士見公園では、①誰もが、いつでも質の高い緑の中で、憩い・ふれあうことができる、②優れた立地特性を生かすとともに、周辺施設と連携しながら、賑わいの拠点として利用ニーズの多様化や変化に柔軟に対応できる、③SDGsの達成や脱炭素社会の実現に寄与し、多様な防災機能を備えた『都市の魅力や価値を高める総合公園にふさわしい多様性あふれる公園づくり』を進めます。

なお、再編整備にあたって、関連計画からキーワードを抽出した上で、『環境形成』、『景観形成』、『動線等』、『防災機能』、『活用』の5つの整備方針をまとめました。

推進計画における「整備の進め方」	富士見公園の現状と課題	社会状況の変化等に基づく整備の視点				整備の基本方針	
		新型コロナウイルス感染症の対応	グリーンインフラの推進	ストック効果の向上	緑化フェア開催		
緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間創出	広場空間の機能性及び魅力の向上	緑とオープンスペースの重要性の再認識	緑地や水辺の維持管理や農作業の体験、環境教育、各種イベント、レクリエーション、健康増進など多様な活動が行われる場となる	環境維持・改善効果	豊かな環境をつくる	都市の魅力や価値を高める総合公園にふさわしい多様性あふれる公園づくり	1 環境形成の整備方針
開放的で緑豊かな空間の創出							
緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出	エントランスの景観形成と機能の向上		景観形成効果		2 景観形成の整備方針		
回遊性の高い歩行空間の創出	公園の回遊性の向上	公園内外のアクセスの改善					3 動線等の整備方針
	利用者動線の明確化	自転車や徒歩で回遊できる空間					4 防災機能の整備方針
安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出				防災性向上効果			
賑わい機能の創出と効率的・効果的な管理運営	ニーズに応えた施設の再整備	オープンスペースの利用形態の多様化に対応する	グリーンインフラを基点として新たなコミュニティやソーシャルキャピタルが形成されることが期待される	健康・レクリエーション空間提供効果、文化伝承効果、子育て・教育効果など様々な効果	新たな文化を生み出す	5 活用のための整備方針	
		広場を活用したイベントを実施することで賑わいを創出する					
		過密を避けながら様々な活動を行うことができる場	多様な主体が参画してグリーンインフラとして持続可能な維持管理がなされる	戦略的なマネジメント	新たなライフスタイルを生む		
		皆が居心地の良さを感じられる空間		様々な主体や施設との連携			
民間活力の導入を積極的に進め、賑わい機会を効果的に創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営をめざす				ストックの再編			

上位計画・現状と課題及び社会状況の変化等に基づく整備の基本方針

1 環境形成

の整備方針

- (1) 緑地空間

植栽等を適切に配置し、緑による良好な環境を創出します。また、緑の量としては川崎市緑化指針（平成27（2015）年）に基づき緑化面積率30%以上を確保するなど積極的な緑化を図ります。
- (2) オープンスペース

芝生広場など多目的に利用できるオープンスペースを整備し、多様な活動を可能にします。また、立体駐車場の整備により駐車場機能を集約し、広場空間を確保します。
- (3) グリーンインフラ※

遮熱透水性又は保水性のある舗装や、植物・土壌による雨水浄化、生物の生息空間の再生に寄与するビオトープ空間等のグリーンインフラを整備します。
- (4) 脱炭素

新たに整備する建築物では、太陽光発電システムを導入するとともに、木造・木質化を図ります。また、照明のLED化や、太陽光発電式の照明・サインの設置など、脱炭素化に努めます。

※グリーンインフラ：自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めるという考え方で。

2 景観形成

の整備方針

- (1) 景観軸

統一感を持ったデザインを整備全体へ反映させるなど、魅力と活気のある景観を形成していきます。また、公園内では、エントランスの機能の向上を図るとともに、歩行者の回遊空間として重点的に整備を進めていくプロムナードを緑と景観の軸とすることで、周辺の施設・緑地・広場との連携や回遊性の向上に伴う多様で魅力的な賑わいの景観を形成します。
- (2) サイン

公園内に設置するサインは、景観に配慮した公園の魅力を向上させる統一的なデザインとし、公園利用者の利便性を考慮し、適切に配置します。また、誰もが必要な情報を的確に得られるよう、多言語表示や点示表示などのユニバーサルデザインについても適切に取り入れます。

3 動線等

の整備方針

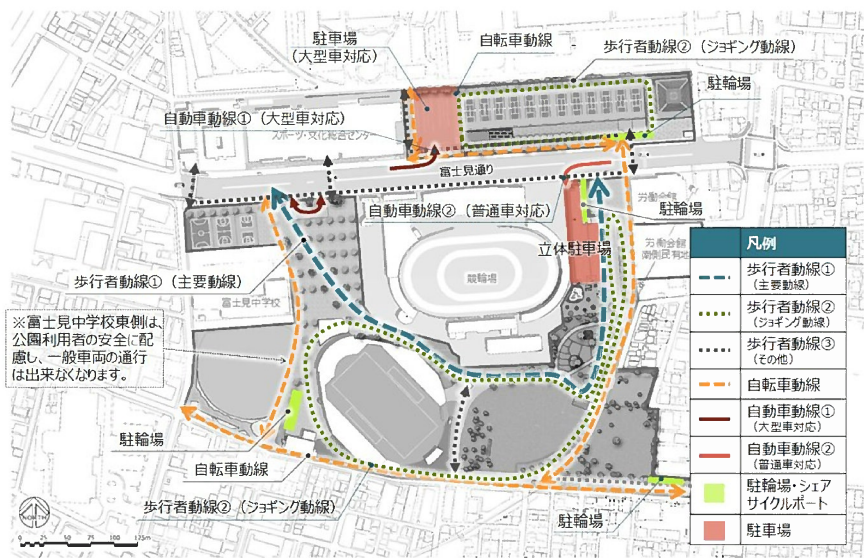
安全かつ円滑な回遊性の高い歩行空間等を確保するとともに、駐車場・駐輪場等を適切に配置するなど、利用者動線の明確化を図ります。

- (1) 歩行者動線

回遊性の高い歩行空間の創出を行います。また、周回できるジョギングコースを確保し、舗装や距離表示等のサインを整備します。
- (2) 自転車動線

公園の東西及び南北方向を連絡する動線を確保します。また、公園の利用実態なども踏まえて駐輪場を整備し、シェアサイクルポートの導入等により、公園へのアクセスを改善します。
- (3) 自動車動線

来園者の安全に配慮し、公園内の一般車の通行を無くし、駐車場への動線のみ確保します。また、エントランスゾーンではイベント時にバスロータリーとして利用できる広場を整備します。



動線等の整備方針

4 防災機能

の整備方針

周辺施設との連携を図りながら、多様な防災機能の向上と安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出を図ります。

- (1)

避難所となっている富士見中学校への円滑かつ安全な移動が可能となるよう避難路を整備します。また、周辺施設と連携した備蓄機能とマンホールトイレの機能を確保します。
- (2)

災害時の避難や救助・救急活動等の拠点となるオープンスペースの確保を行うとともに、既存木の保存や優れた防災機能を有する緑化を行っていきます。
- (3)

人が滞留するオープンスペースでは、停電時にも照明が点灯するよう太陽光発電と蓄電池を設置します。また、市民広場にテントとして利用可能なパーゴラ及び収納緑台を設置することで防災機能の向上を図ります。
- (4)

エントランス広場等において、大型緊急車両の滞留が可能な耐久性のある舗装を行います。また、プロムナードにおいては、緊急車両の進入を想定し、最低7m以上の幅員を確保します。

5 活用のため

の整備方針

活用のための整備を進め、公園を中心としたライフスタイルの創造と、あらゆる人が共に活動できる空間活用を可能にします。

- (1) 『活気』

①イベント等の開催できる空間整備、②スポーツ活動の充実に向けた整備、③公園の新たな活用、④夜間利用の視点から整備します。
- (2) 『憩い』

居心地の良さを感じられる空間を創出するため、各ゾーンの特性を踏まえた上で、休養施設を適切に配置します。休養施設は景観性や耐久性に優れた形態や材質等を使用します。
- (3) 『ふれあい』

様々な主体を横断的にマッチングさせ、新たなコミュニティの形成や、公園の新たな価値・活用を創出していきます。
- (4) 『育み』

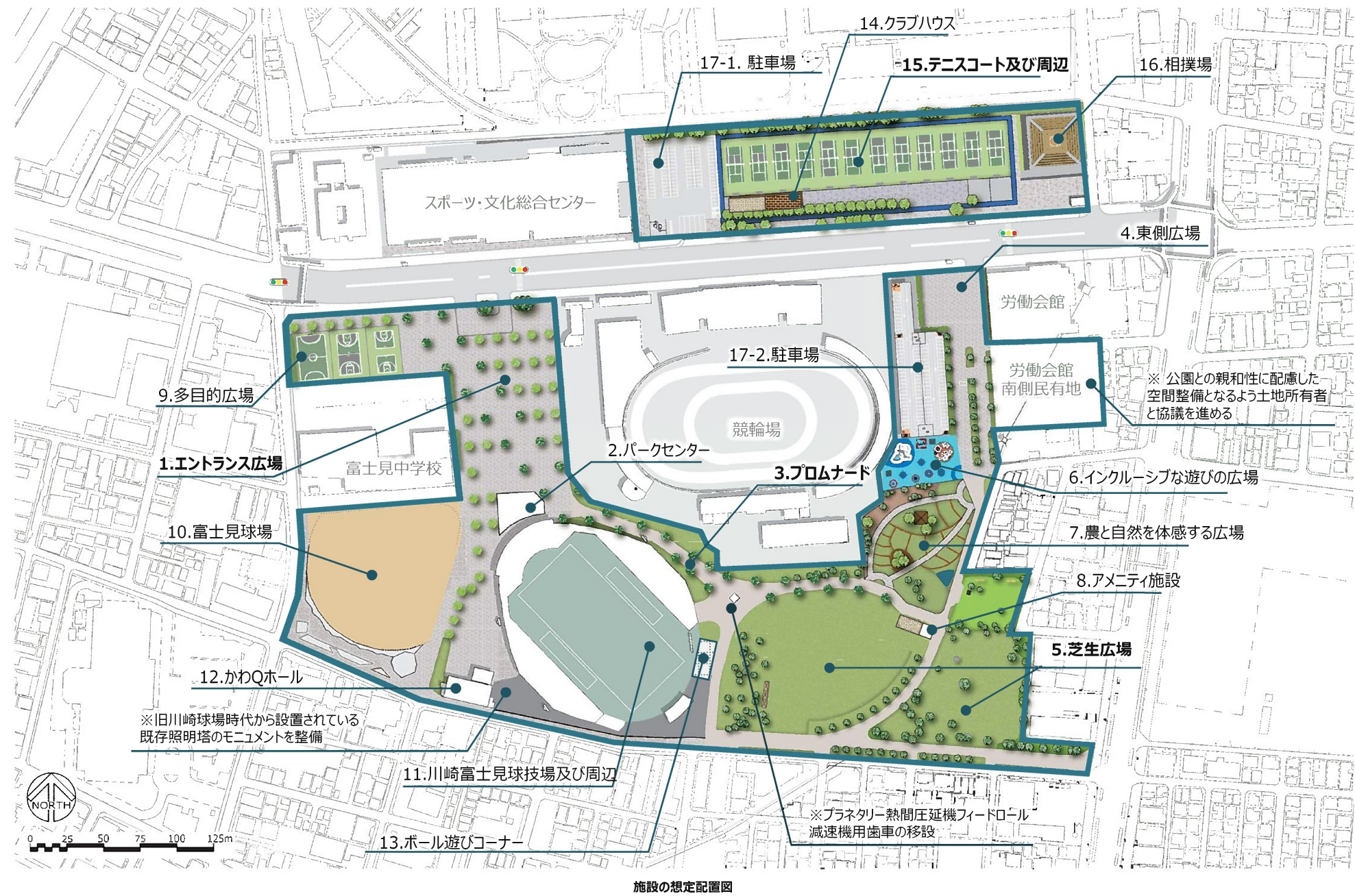
子育て・教育環境の向上を図るため、多様に活用できる芝生広場や、すべての人が同じように楽しく安心して遊び、学び、体を動かせる空間を整備します。
- (5) 『魅力』

賑わい機会の創出と効率的・効果的な整備・管理運営の観点から民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした特色ある魅力的な整備を推進します。

4 | 各施設の整備計画

4-1 | 施設の配置と規模

再編整備における施設の配置と規模を次の図表に示します。
※次の図表は、富士見公園として必要な公園機能の概ねの配置と規模を示すものであり、具体的な整備にあたっては、民間活力の導入検討などを踏まえ、変更する場合もあります。



エントランス広場のイメージ



プロムナードのイメージ



芝生広場のイメージ

施設の想定規模と整備概要		
施設名	想定規模	整備内容
1 エントランス広場	敷地面積 約12,000㎡	・富士見の顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備する ・緑に囲まれながら開放感のある広場空間を整備する ・多機能性を有するグリーンインフラを整備する
2 パークセンター	延べ面積 約600㎡	・公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスロタリー機能を整備する ・富士見公園全体の総合的なパークマネジメントを担う施設として整備する
3 プロムナード	延長 約500m	・オープンスペースの利便性向上を図るための補助機能として整備する ・脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入と木造・木質化を図る
4 東側広場	敷地面積 約2,000㎡	・市民が往来し、憩いと語らいのある緑豊かな園路を整備する ・災害時の利用に配慮した整備を進める ・健康増進のためのジョギングコースと健康器具を整備する
5 芝生広場	敷地面積 約18,000㎡	・労働会館との調和を図り、一体利用も考慮した広がりのある空間を整備する ・誰もが柔軟に活用できる芝生のオープンスペースを整備する ・創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を整備する
6 インクルーシブな遊びの広場	敷地面積 約1,500㎡	・憩い、語り合うことのできる拠点として飲食施設を整備する ・車椅子等でも利用できる人工芝の広場を整備する ・公園利用を通じて健康増進へと導く機能を整備する
7 農と自然を体感する広場	敷地面積 約5,000㎡	・多様な人が快適に過ごせるインクルーシブな遊びの空間を整備する ・安全・安心な広場としてフェンス等の構造物や植栽を整備する
8 アメニティ施設	延べ面積 約100㎡	・すべての人が農を体感できる空間を整備する ・農と自然を活かした「子どもの自由な遊び場拠点」を整備する ・生物多様性に寄与したビオトープ空間を整備する
9 多目的広場	敷地面積 約3,500㎡	・景観や環境に配したアメニティ施設を整備する ・ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使える施設を整備する
10 富士見球場	敷地面積 約8,000㎡	・多様な活用が可能な市民利用施設を整備する ・エントランス広場へ利用者を誘導する通過動線を整備する
11 川崎富士見球技場及び周辺	敷地面積 約24,000㎡	・富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とする ・富士見中学校の教育環境の向上と連携した野球場を整備する
12 かわQホール	延べ面積 900㎡	・周辺に緑を配置したスポーツ活動の拠点となる賑わい空間を整備する ・大型緊急車両の滞留を想定した防災機能の充実を図る
13 ボール遊びコーナー	敷地面積 約500㎡	・多様な競技場利用に対応した大型映像装置を整備する ・既存施設の機能を活かし、スポーツ教室、講演会、展示会の開催など、富士見公園における多様な利用を推進する
14 クラブハウス	延べ面積 約350㎡	・ネットフェンスに囲まれたボール遊びが可能な広場を整備する ・大会利用等のニーズを踏まえ12面のテニスコートを整備する
15 テニスコート及び周辺	コート数 12面	・市民が様々な利用でできる緑に囲まれた空間を整備する ・富士見通りと公園北側を南北に移動でき、緊急時の大型緊急車両の停車スペースを確保する
16 相撲場	敷地面積 約2,300㎡	・緑豊かなスポーツ活動を補う飲食施設を整備する ・土俵、屋根、客席を有する相撲場を整備する
17 駐車場	台数 360台	・施設利用者の利便性を考慮し、公園の南側・北側に駐車台数360台程度を整備する ・多様な緑化手法を導入し公園の景観に配慮したデザインとする ・観光や大規模なイベントを想定し大型バスも利用可能な駐車場を整備する

4 | 各施設の整備計画

4-2 | 建築物

(1) 想定する建築物

多様化・増大化する市民ニーズ等を的確に捉え対応していくため、公園内に散在した建築物を集約し、施設の多目的化及び複合化の検討を行います。また、受付・窓口、飲食等の便益機能については、周辺施設の有する機能を踏まえるとともに、公園内の利用を想定した上で分散配置するなど、施設が持つべき機能の検討を行う「機能重視」の考え方で整備します。

- ・富士見公園全体の総合的なパークマネジメント機能、受付機能、資材・スペースの貸し出し等の補助機能を担うパークセンターの整備
- ・富士見通りの北側においては、現状のテニスコートと相撲場に設置されているアメニティ機能を複合化したクラブハウスの整備
- ・駐車場機能を集約し、オープンスペースを確保するための立体駐車場の整備
- ・既存と同等規模の相撲場の整備
- ・富士見通りの北側と南側に計2箇所の飲食施設の整備
- ・各施設に防犯対策として施設管理カメラを設置

(2) 川崎市都市公園条例に定める建蔽率の見直し

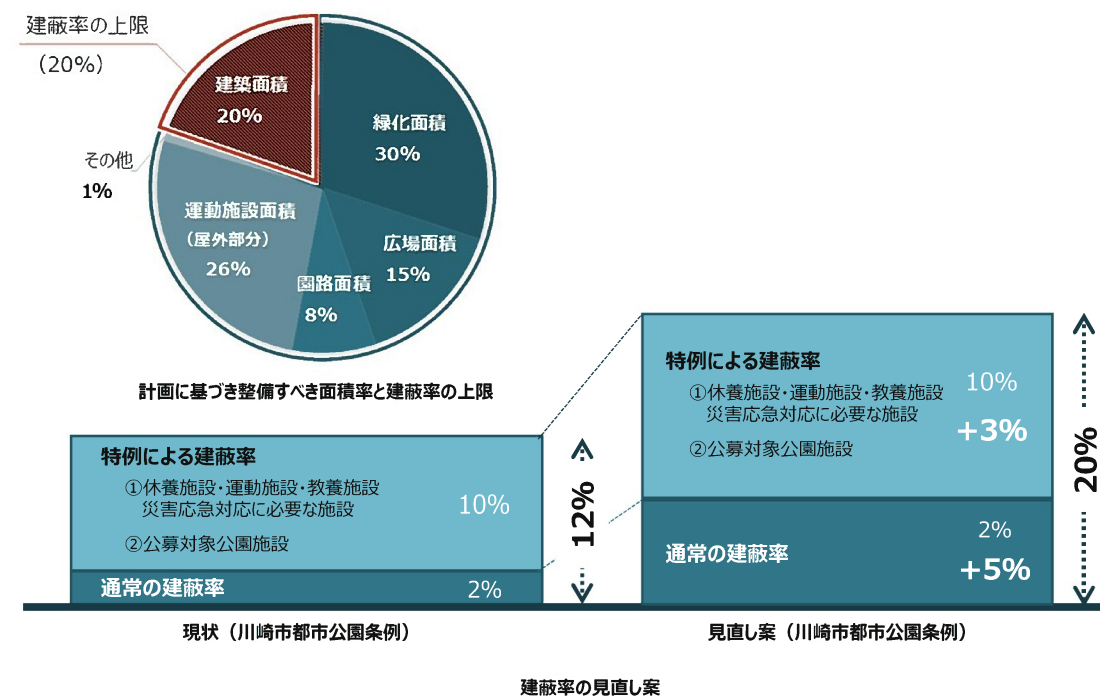
●将来像の実現に向けた新たな建築の必要性

富士見公園には、スポーツ・文化総合センターや川崎富士見球技場などのスポーツ施設が多く存在しており、**公園の敷地面積に対する建蔽率は、川崎市都市公園条例（以下、「市条例」という。）に定める上限の12%に対して約11.95%と、新たな施設を増やすことは困難な状況**となっています。

一方、将来像に掲げる「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」を実現するためには、立体駐車場の建築によってオープンスペースを確保するとともに、公園の機能強化や、利便性・快適性の充実に図るパークセンターやクラブハウス、アメニティ施設や、賑わいと憩いの空間を創出するカフェなどの民間収益施設を整備し、収益性の確保や財源負担の軽減を図る必要があります。

●建蔽率の上限値

富士見公園における建蔽率の上限値については、**必要な緑地の確保に加え、広場や園路、運動施設などをバランスよく配置することにより決定する必要があることから、「各施設の整備方針」で定めた考え方等に基づき想定される各施設の面積を導き出した結果を踏まえて、12%から20%へと変更**します。



5 | 将来像の実現に向けて

5-1 | 整備後の利活用

推進計画に基づき、周辺のまちづくりと連携しながら、「都心のオアシス」として**富士見公園の再生を図るためには、整備後の利活用も重要な要素となります。そこで、富士見公園における整備後の利活用の考え方を具体化することにより、柔軟かつ多様な目的での利活用を推進し、賑わいの創出や魅力の向上に向けて取組を進めます。**

5-2 | 各ゾーンの利活用

富士見公園再編整備のゾーニングに基づき、各ゾーンの利活用の姿を具体化しました。

(1) 交流の場となるエントランスゾーン・プロムナード

多くの市民が憩い、活動できる「富士見の顔」としてふさわしい広場となったエントランスゾーンでは、夏場のイベントプールの開催など、季節やニーズに合わせた多様なイベントの開催を推進します。また、公園の賑わい向上を目的とした、イルミネーション等のイベントを開催するなど、魅力的な景観を形成します。

(2) 緑豊かなスポーツ・活動ゾーン

スポーツ教室や、各スポーツの大会・イベントの誘致や企画開催を行うことにより、活気と賑わいのある空間活用を図ります。また、憩いの機能を充実させるため、カフェ・レストラン等の飲食施設や物販施設を誘導し、新たな交流や賑わいの創出に繋げていきます。

(3) 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン

芝生広場では、運営上の創意工夫で様々な活用を推進するとともに、カフェ等の飲食施設を憩い、語り合うことができるふれあいの拠点として活用していきます。また、農と自然を体感する広場では、体験講座等を行い、農や園芸を通じた交流の場として活用します。

(4) 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン

多目的広場では、時間を分けてシェアすることにより、富士見中学校のグラウンドとしても活用します。また、富士見球場では、富士見中学校の教育環境を向上させるとともに、引き続き広く市民に親しまれる野球場として利用していきます。



6 | 再編整備の進め方

6-1 | 事業手法

(1) 基本的な考え方

富士見公園においては、今後、更に多様化する市民ニーズなどに対応し、質の高いサービスを持続可能な形で実現し続けることが求められます。そのためには、民間活用（川崎版 P P P）推進方針（川崎市・令和2（2020）年）の考え方とおり、『民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用し、『川崎市と民間が「公共」を共に担い、共に創り上げていく』必要があります。

そこで、パークマネジメント推進方針（川崎市・令和3（2021）年）の考え方に基づき、官民連携による適切な事業手法を検討し、民間活力の効果的な導入を進めます。

(2) 事業手法の検討

●PFI手法の検討

PFI手法により設計・建設から維持管理・運営までを一括して性能発注することで、維持管理・運営までも含めた長期的な視点に立った、民間の創意工夫を得た公園整備を推進します。また、一括発注することで、コスト縮減及び工期の短縮が可能となります。なお、代表されるPFI手法については以下のとおりとなります。

比較検討の結果、PFI的手法のDBO方式と、PFI手法のBTO方式の活用が考えられますが、**PFI法に基づき設計から維持管理、運営までを一貫して性能発注することで、ハード面及びソフト面に対する多様な民間提案を最大限引き出すことが期待されることから、PFI手法のBTO方式に優位性があります。**

代表的なPFI手法

手法	事業方式	資金調達	設計建設	建設費の支払い	維持管理・運営	施設の所有		民間ヒアリングでの意向	交付金の適用及び民間の税負担等
						運営中	事業終了後		
PFI的手法	DBO方式	市	民間	引渡し時一括	民間	市	市	○	○ 適用可能 民間の税負担は発生しない
PFI手法	BTO方式	民間	民間	引渡し時一括もしくは割賦払	民間	市	市	○	○ 補助金の一括交付は可能（割賦期間は適用不可） 民間の税負担は発生しない
	BOT方式	民間	民間	割賦払	民間	民間	市	× リスク不明瞭のため参入は難しい意向	△ 補助金の一括交付は可能（割賦期間は適用不可） 民間の税負担が発生する
	BOO方式	民間	民間	割賦払	民間	民間	－ （契約継続または解体撤去必要）	× リスク不明瞭のため参入は難しい意向	× 交付金の対象ではない 民間の税負担が発生する

●Park-PFI制度の導入検討

飲食・物販施設等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設（民間収益施設）の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修を一体的に行う事業者を、公募により選定する制度であり、都市公園法上の次の特例が認められます。

PFI事業における付帯事業として民間収益施設の設置は可能ですが、Park-PFIの都市公園法上の特例措置が適用できること、設置管理使用料の提案を受けられること及び民間事業者による特定公園施設の整備が期待できることから、**PFI手法による民間収益施設の設置よりも、Park-PFIを活用した方が市及び民間事業者双方においてメリットが高いと考えられます。**

Park-PFI導入に係る都市公園法上の特例措置とメリット

特例措置		メリット
都市公園法上の特例措置	設置管理許可制度の特例	設置管理許可期間は従来10年であるが、最長20年まで延長することができる
	建蔽率の特例	休養施設・運動施設等に認められている、建蔽率の上乗せ対象に、公募対象公園施設を加えることができる ※富士見公園全体の建蔽率の見直しを予定（通常の建蔽率を7%、特例による建蔽率を13%へと見直し）
	占用物件の特例	看板、広告塔、レンタサイクルポート等が利便増進施設として占用許可の対象となり、事業者の収益性の向上に寄与する
設置管理に係る使用料の額		条例で定める額を下限として民間提案に委ねることが可能
特定公園施設（※）		必須で整備を求める施設の他、民間提案に委ねることも可能（全てを民間事業者が負担or公園管理者が一部負担） ※本事業では全てを民間事業者が負担することを想定している

(3) 事業手法の決定

本事業においては、富士見公園全域において、質の高い統一的な空間の整備・管理運営と長期的な視野での投資、経営を目指す観点から**PFI手法（BTO方式）を取り入れます**。PFI手法を取り入れることで、市が自ら実施する場合に比べ、**建設費等で8%、維持管理・運営経費等で5%の削減を見込んでいます**。また、飲食・物販施設等の公園の賑わいづくりに寄与する施設については、都市公園法上の特例措置の適用や、民間事業者の柔軟なアイデアやノウハウをより活用できる観点から、**Park-PFI制度を導入します**。

6-2 | 管理運営の考え方

(1) 指定管理者制度の導入

再編整備後の維持管理・運営にあたっては、民間事業者等の柔軟な創意工夫やノウハウが発揮されるよう、指定管理者制度を導入します。また、PFI事業者を指定管理者として指定することし、再編整備に係る設計・建設・工事監理業務から整備後の施設の維持管理・運営を一体の事業として実施することで、維持管理・運営を踏まえた施設整備が期待できるとともに、より効率的かつ効果的な維持管理・運営が可能となります。

(2) 利用料金制の採用

利用料金制を採用することにより、指定管理者としての自主的な経営努力の発揮や施設の運営・有効活用といった観点から、民間事業者等の柔軟な創意工夫やノウハウが発揮できる提案が期待できます。なお、具体的な施設の利用料金については、条例に規定した上限額の範囲内において指定管理者が市に金額を提案し、市の承認を得て決定することとなります。

各施設の利用時間・利用料金の設定（案）

施設名	利用時間の設定		利用料金の設定	備考
	整備前（現状）	整備後		
パークセンター	-	9:00～22:30	有	利用料金はシャワー室に設定する
多目的広場	-	9:00～22:00	有	
富士見球場	6:00～18:00	6:00～18:00	有	利用時間は季節により変更
川崎富士見球技場	9:00～22:00	9:00～22:00	有	
かわQホール	9:00～22:00	9:00～22:00	有	
駐車場	24時間	24時間	有	
クラブハウス	-	9:00～21:00	有	利用料金は大会本部室、シャワー室に設定する
相撲場	9:00～17:00	9:00～17:00	有	
テニスコート	9:00～20:30	9:00～20:30	有	

6-3 | 事業スケジュール

令和4（2022）年度からPFI手法とPark-PFI制度を併用した公園整備を開始し、令和6（2024）年度に本市での開催を目指す**全国都市緑化かわさきフェア**までに、**多目的広場を除く整備を完了するものとします**。
その後、令和9（2027）年度に多目的広場を整備し、富士見公園の再編整備を完了するものとします。

事業スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
		●PFI契約（12月下旬予定）		●全国都市緑化かわさきフェア（令和6（2024）年度中に実施）			
■整備							
本事業の整備		造園設計 建築設計	第1期 整備 ※多目的広場以外			第2期 整備 ※多目的広場の整備	
本市関連整備（参考）	各種調査	倉庫・弓道場・作業員詰所 解体工事			教育文化会館は、労働会館に移転後、速やかに解体工事を実施		
		川崎富士見球技場 照明塔改修工事	照明塔モニュメント 整備工事				
■管理運営							
北側エリア	現行委託		新指定管理者				
南側エリア	現行指定管理者						
			新指定管理者 ※				

※ 南側エリアは、段階的に現行指定管理者から新指定管理者へと管理を移行していく。